

第 5 0 2 回

広島海区漁業調整委員会議事録

(委員会開催日 令和 7 年 5 月 26 日)

第502回広島海区漁業調整委員会議事録

1 日時及び場所

日 時 令和7年5月26日(月) 13時00分～14時50分

場 所 広島海区漁業調整委員会委員室(広島市中区基町10-52)

2 招集年月日及び招集者

招集年月日 令和7年5月13日(火)

招 集 者 会長 北田 國一

3 出席者

委員(14人) 北田國一、川岡勝義、高橋勝盛、濱松照行、箱崎照男、樋口元武、
下前清弘、林建志、長船幹成、竹本広司、川下求、野田秀明、
松下博紀、谷川正芳

県(7人)	農林水産局水産課	課 長	横内 昭一
	〃	主 査	三浦 健太郎
	〃	主 査	原本 真二
	〃	主 査	工藤 孝也
	西部農林水産事務所水産課	課 長	横山 憲之
	西部農林水産事務所呉農林事業所水産課	課 長	寺田 誠
	東部農林水産事務所水産課	課 長	山根 康幸

事務局(4人) 住吉次長、太田主任、中林主任、房尾技師

4 傍聴人(利害関係者等)

なし

5 議題及び報告結果

(1) 付議事項

第5号議案 広島県資源管理方針の変更等について

(結果) 原案のとおり承認した。

第6号議案 小型まき網漁業に係る申請期間等の公示について

(結果) 原案のとおり承認した。

第7号議案 あわび漁業の許可方針の改正並びに申請期間等の公示について

（結果）原案のとおり承認した。

第8号議案 船舶を使用する潜水器漁業に係る申請期間等の公示について

（結果）原案のとおり承認した。

第9号議案 瀬戸内海広域漁業調整委員会の委員の選出について

（結果）箱崎委員を選出した。

(2) 協議事項

第10号議案 山口・広島連合海区漁業調整委員会の入漁協定について

（結果）原案のとおり承認した。

6 議事の経過

13時00分、事務局の住吉次長から第502回広島海区漁業調整委員会の開会を宣言し、委員定数15名に対し14名が出席しており、本委員会が成立していることを報告した。

その後、北田会長からご挨拶をいただき、議事録署名者に濱松委員と箱崎委員を指名し、議事に入った。

(1) 付議事項

【第5号議案 広島県資源管理方針の変更等について】

議長 はじめに、「第5号議案 広島県資源管理方針の変更等について」を上程します。
提案理由を事務局から説明してください。

住吉次長 （議案内容により、第5号議案の提案理由を説明した。【提案内容は県から説明する旨発言】）

工藤主査 （広島県資源管理方針の変更等について、資料1により、令和7管理年度のまさば及びごまさば太平洋系群、ぶりの知事管理可能量の設定等について説明した。）

議長 ただいまの説明について、委員の皆さま、ご意見・ご質問をお願いします。

竹本委員 ぶりの方ですが、10万トンの制限ということですが、現在どのくらい獲れているのでしょうか。

工藤主査 漁獲量ということでしょうか。農林統計における全国的な漁獲量でいえば、最近では8.7万トン、直近で言えば10万トンくらいというような状況です。

竹本委員 多い年くらいの制限量ということでしょうか。

工藤主査 そうです。実質的な資源量としては30万トンくらいです。

箱崎委員 ハマチやヤズはどうなるのでしょうか。それも含めた数が、ぶりの対象となるのでしょうか。

工藤主査 水産庁としては、全体を資源として見ているということですので、小さいものも含めての数となります。

箱崎委員 101,000トンの内数ということであれば、広島県は相当の数があがっているようですが。

高橋委員 そんなにあがってはいないように思います。

原本主査 広島県の直近の漁獲量に関しては、2023年度が184トンで、日本全体の0.2%程度のシェアとなっており、本県は全体の数字の中では、かなり小さくなっています。

議 長 ブリは5キロ以上をブリというのでしょうか。

箱崎委員 ヤズも入っているようです。

議 長 ハマチ系統は皆入っているのでしょうか。

議 長 他によろしいでしょうか。

全 委 員 はい。

議 長 なければ、採決に移ります。それでは、第5号議案 広島県資源管理方針の変更等については、原案のとおりで承認するということによろしいでしょうか。

全 委 員 はい。

議 長 異議なしということで、第5号議案は、原案のとおり承認する旨を答申します。

【第6号議案 小型まき網漁業に係る申請期間等の公示について・第7号議案 あわび漁業の許可方針の改正並びに申請期間等の公示について・第8号議案 船舶を使用する潜水器漁業に係る申請期間等の公示について】

議 長 続いて「第6号議案 小型まき網漁業に係る申請期間等の公示について」、「第7号議案 あわび漁業の許可方針の改正並びに申請期間等の公示について」、「第8号議案 船舶を使用する潜水器漁業に係る申請期間等の公示について」を一括上程します。提案理由を事務局から説明してください。

住吉次長 （議案内容により、第6号議案、第7号議案及び第8号議案の提案理由を説明した。【提案内容は県から説明する旨発言】）

房尾技師 （小型まき網漁業に係る申請期間等の公示については資料2、あわび漁業の許可方針の改正並びに申請期間等の公示については資料3、船舶を使用する潜水器漁業に係る申請期間等の公示については資料4により、許可の有効期間満了に伴い許可公示を行う旨を説明した。）

議 長 ただいま県から説明がありました。委員の皆さま、ご意見・ご質問をお願いします。

松下委員 今の話では、資料3のあわび漁業のみ許可方針を改正するということで、改正点としては、ここだけという理解で良いのでしょうか。

房尾技師 はい。そのとおりです。

松下委員 改正の趣旨を教えてください。

房尾技師 あわび漁業につきましては、法改正に伴って出来た許可になっておりまして、他

の許可とは別に方針を定めております。その有効期間を1年間としているため、今回方針の改正が必要になったものです。

松下委員　そうすると、元の法律が改正されたということでしょうか。

房尾技師　法律は改正されておられません。その許可方針の有効期間が切れているので許可方針を更新するというようなイメージが近いと思います。

三浦主査　補足させていただきます。さきほどの法改正があったというのは、令和2年に改正漁業法が施行されたことです。令和2年以降は、あわび漁業の許可方針というものを別建てで作っておりまして、単年度許可のため、内容は変わらなくても毎年この許可方針の改正が必要になるということです。

松下委員　ということは、形式的な改正というか更新というような理解で良いのでしょうか。

三浦主査　今年度につきましては年度の更新のみで、中身は一緒ということになります。

松下委員　理解しました。

議　　長　他にはよろしいですか。

全　委　員　はい。

議　　長　なければ、採決に移ります。採決は個別に行います。まず第6号議案「小型まき網漁業に係る申請期間等の公示について」は、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

全　委　員　はい。

議　　長　異議なしということで、第6号議案は、原案のとおり承認します。

議　　長　続いて、第7号議案「あわび漁業の許可方針の改正並びに申請期間等の公示について」は、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

全　委　員　はい。

議　　長　異議なしということで、第7号議案は、原案のとおり承認します。

議　　長　続いて、第8号議案「船舶を使用する潜水器漁業に係る申請期間等の公示について」は、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

全　委　員　はい。

議　　長　異議なしということで、第8号議案は、原案のとおり承認します。

【第9号議案 瀬戸内海広域漁業調整委員会の委員の選出について】

議　　長　続いて、「第9号議案 瀬戸内海広域漁業調整委員会の委員の選出について」を上程します。事務局から説明してください。

住吉次長　（議案内容及び資料5により、瀬戸内海広域漁業調整委員会の委員の選出について説明した。）

議　　長　ただいま瀬戸内海広域漁業調整委員会の委員を、広島海区委員の中から互選する必要があるとの説明がありました。任期は、今年10月1日から4年間ということで

すが、いかがいたしましょうか。

濱松委員 前回の委員会の際に、私の方から箱崎委員を指名したいという話をしました。箱崎委員にお願いしたいので、会長から皆さんへ諮っていただけないでしょうか。

議 長 ただいま濱松委員から箱崎委員を推薦するご発言がありましたが、いかがでしょうか。

全 委 員 異議ありません。

議 長 箱崎委員、いかがでしょうか。引き受けていただけますか。

箱崎委員 どこまでできるか分かりませんが、頑張りたいと思います。

議 長 ありがとうございます。では、改めて確認します。広島海区から選出する瀬戸内海広域漁業調整委員会の次期委員は、箱崎委員とすることで、よろしいでしょうか。

全 委 員 はい。

議 長 皆様の同意が得られましたので、そのように決定いたします。箱崎委員お忙しいとは思いますが、よろしくお願いします。

(2) 協議事項

【第10号議案 山口・広島連合海区漁業調整委員会の入漁協定について】

議 長 続いて協議事項に移ります。「山口・広島連合海区漁業調整委員会の入漁協定について」を事務局から説明してください。

住吉次長 (資料6により、山口・広島連合海区漁業調整委員会の入漁協定について、開催日程や開催場所については山口県と調整中であること、委員改選後の初会合と会長交代時は対面で、その他はリモートで委員会を開催するとの取り決めがあるため、今回は対面での開催となること、入漁協定案については昨年度と変更がないことを説明した。)

議 長 ただいまの説明について、ご質問はありませんか。

箱崎委員 良いと思います。日にちはまた調整するということでしょうか。

住吉次長 はい。

議 長 他にはよろしいですか。

委 員 はい。

議 長 それでは、第10号議案「山口・広島連合海区漁業調整委員会の入漁協定について」は、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

全 委 員 はい。

議 長 また、この案を踏まえ、入漁交渉及び協定の締結については、交渉委員に一任することによってよろしいでしょうか。

全 委 員 はい。

議 長 異議なしということで、第10号議案は、原案のとおり承認し、交渉委員に一任す

ることとします。

議長 予定していた議題は以上ですが、委員の皆さま、あるいは県から何かありませんか。

長船委員 瀬戸内海広域漁業調整委員会の議題で「TAC資源の拡大に向けた検討状況について」とありますが、具体的にどのような内容でしょうか。

住吉次長 議事録の内容について確認できていないため、正確なことはわからないのですが、さきほど資源管理グループの方からもTAC魚種の追加の話があったように、そういうことについて、検討されているというように承知しております。また詳細については、議事録を参考に資料提供させていただきたいと思います。

長船委員 沿岸漁業において、獲れない魚が増えたと思いますが、それは対象になるのでしょうか。

三浦主査 TAC魚種について、現在瀬戸内海では、カタクチイワシがTAC魚種に決まり、今は最初の管理段階のため、数量の割り当てはないですが、各いわし業者には実績報告が義務付けられ、実績に基づきシェアに応じた割り当てがされると聞いています。

長船委員 イワシだけですか。

三浦主査 そうです。各県のシェアについては今から採捕実績を基に配分される見込みとなっています。

長船委員 過去の議事録を読ませてもらいましたが、タコやコノシロについては、かなり獲れないという話題が出ていると思いますが、これは対象にならないのでしょうか。

三浦主査 国としては、将来的に200魚種という目標を掲げてはおりますが、まだ資源の状況把握が進んでいないということから、いまの段階ではTAC魚種にという話は出ていません。

長船委員 タコは通年操業が多く、山口県では産卵期は獲らない、また一般漁業者は獲ってはいけないというような工夫がされていますが、広島県はそのようなことはないのでしょうか。

三浦主査 現在のところ、国のTACの動向は未定です。広島県の状況としては、現在は、たこ壺漁業について条件はつけていないところで、おっしゃるとおり、資源が減少している中で、必要があると判断されれば、漁期の制限なども検討する必要が出てくるかもしれません。

長船委員 タコ、サバ、コノシロ、メバルなどは、どの漁業者に聞いても、獲れないという話が多く聞かれます。そういうものを優先的に議論しないと漁業者がゼロになると思います。

濱松委員 私は、瀬戸内海広域漁業調整委員会の委員を務めさせていただいたが、委員が発言するような場なので、各県が盛り上がりを見せれば、対象魚種に入るような雰囲気を感じました。タコについて兵庫県も一緒に発言したこともありましたが、各々

事情があるようで盛り上がりませんでした。サワラは、何年か統計を取り、瀬戸内11県が盛り上がり、網の大きさの規制などにつながりました。

長船委員 獲れないという声をよく聞き、危機的な状況であると感じたため、意見を言わせていただきました。盛り上がるという前に漁業者が減り、パワーが少ないと感じています。こういうところで拾い上げないと、反対に言うとも盛り上がりませんと思います。次世代の漁業者を育てるにも、絶対に必要なことだと思います。

濱松委員 今度は、箱崎委員が委員を務めてくださるので、そのような発言をしてもらったら良いと思います。

谷川委員 大崎上島は、メバルの里という海の公園を作っており、栽培漁業で言えば、半分くらいを大崎上島で放流させていただいています。この間、栽培漁業の関係の会議の中で、カワウの問題というのが出ました。カワウの腹を裂いてみたところ、半分近くメバルがいたという話を聞きました。鳥獣害対策の関係で、水産課の方には、そのあたりの検証をしてもらいたいと思っています。稚魚を放流しても、カワウに食べられてしまい、獲れなくなっているという現実を見極めて対処していただきたいと思っています。実態として、知っていただきたく、調査してほしいという思いから発言させていただきました。

議 長 広島県もいろいろな魚種を放流していますね。一方で、カワウを殺してしまえば、野鳥の会等の団体から、批判が出るということもあり、どうしたら良いのでしょうか。

三浦主査 先ほどの資源が減少しているという話ですが、非常に問題意識をもっているところですが、急に制限を設けるというのは手順として難しいです。先ほど濱松委員もおっしゃいましたが、地元の漁業者の取り組みというところから始めて、それが盛り上がりを見せ全県に広がってから規制を設けるというような、段階を踏む必要があると思います。そういった点からも検討が必要だと思います。

谷川委員 調査はしていただけるのでしょうか。

三浦主査 カワウの食害というのは、調査をしてすぐに結果が出るというようなことではないと思いますが、カワウの胃の内容物調査結果からも、やはりメバルの食害もあると聞いています。

横内課長 カワウ対策ですが、本県でカワウ対策協議会を設けており、もう10年くらい対策を続けているところです。大崎上島の方でも、大相賀島の方でドライアイス対策を行っており、基本的には横ばいくらいで推移しているところだと思います。しかし近年は、冬季に他のエリアから飛んでくるカワウが非常に多くなっており、その対策がなかなか打てないというのが課題だと考えております。宮島は、冬に非常に増加することもあり、非常に対策が難しいですが、内水面漁連等とも連携し、追い払い等をしっかりやっていきたいと考えています。

箱崎委員 千葉の方から飛んでくるのでしょうか。

議 長 昔からカワウはいたのでしょうか。昔は魚もいっぱいいたので、カワウに食べられるくらいでは、問題がなかったということでしょうか。

樋口委員 琵琶湖の方から飛んでくると聞いています。江田島の方は、市が有害鳥獣を鵜や猪を撃っています。何度も続けてやればいなくなりました。

谷川委員 何度やっても大崎上島ではうまくいっていないようです。

濱松委員 メバルは栈橋の下や岩の下に住んでおり、鵜の最適な餌になっていると思います。今頃は、栈橋の下には、メバルはいなくなっていました。

箱崎委員 アイゴは食べないので賢いです。

議 長 他にありませんか。

議 長 無いようですので、これをもちまして、第 502 回広島海区漁業調整委員会を終了します。慎重審議をしていただきありがとうございました。

(1 4 時 5 0 分閉会)